

薬生食輸発0405第1号
令和3年4月5日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン、スペイン産うるち米のデルタメトリン及びトラロメトリン、中国産にらのプロシミドン及び蜂の子のオキシテトラサイクリン、ベトナム産バナナのフィプロニル並びに安全性未審査の遺伝子組換え食品の検査方法)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した、オーストラリア産りんごジュースの自主検査、スペイン産うるち米及び中国産にらのモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン、スペイン産うるち米のデルタメトリン及びトラロメトリン並びに中国産にらのプロシミドンについて、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとする。

また、過去1年間の検査実績を踏まえ、中国産蜂の子のオキシテトラサイクリンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのフィプロニルについてモニタリング通知の別表第2から削除することとする。

さらに、令和3年3月31日付け生食発0331第4号により安全性未審査の遺伝子組換え食品の検査方法が改正されたことから、下記のとおりモニタリング通知を改正し、別添のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知及び対応方よろしく願います。

記

1. 別表第2及び別表第3

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 4月5日	オーストラリア	りんごジュース (原料果汁がりんごに由来するものに限り) 及び原料用りんご果汁	パツリン	MADE MANUFACTURING PTY LTD
	スペイン	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)	JOSE MARIA GOMEZ MIRA S.A.
				ARROCERIAS ANTONIO TOMAS,S.L.
中国	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	LAIYANG YONGHE FOODSTUFF CO.,LTD.	

2. 「検査項目群ごとのモニタリング実施要領」の「 - 遺伝子組換え」 「2 検査方法」 「(1) 検体の採取」 及び 「(2) 試験方法」 の

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」(平成24年11月16日付け食安発1116第4号。最終改正：令和元年8月13日付け生食発0813第2号)

を

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」(平成24年11月16日付け食安発1116第4号。最終改正：令和3年3月31日付け生食発0331第4号)

に改める。